

別紙 添付書類について

法…法人で届出する場合に必要

個…個人で届出する場合に必要

選…備考の条件に当てはまる場合に必要

	添付書類名	区分	備考
1	定款又は寄附行為	法	<ul style="list-style-type: none"> ・余白に次の内容を記載すること <p>①現在効力を有する定款の内容に相違ない旨 ②日付③法人名④代表者の役職名⑤代表者名</p>
2	法人の登記事項証明書	法	<ul style="list-style-type: none"> ・発行から3カ月以内のもの ・登記情報提供サービスの照会番号で代替可（※閲覧用登記は不可）
3	破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村長の証明書	法・個	<ul style="list-style-type: none"> ・発行から3カ月以内のもの ・本籍地の戸籍担当部署で発行可 ・法人の場合は登記に記載された役員全員分を提出すること <p>★外国籍の者の場合、次のいずれかを提出すること</p> <p>①日本国政府の承認した外国政府又は権限のある国際機関の発行した書類その他これに準じるもので、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者と同様に取り扱われている者に該当しない旨を証明する書類</p> <p>②証明書の代わりに、日本の公証役場において、当該事項を記載した書類に、公証人の宣誓認証を受けた書類（※書類の記載が虚偽であることを知っているにもかかわらず宣誓したときは、公証人法第60条の5に基づき、宣誓者に對して過料（10万円以下）の制裁があります。）</p>
4	住宅（建物）の登記事項証明書	法・個	<ul style="list-style-type: none"> ・発行から3カ月以内のもの ・登記情報提供サービスの照会番号で代替可（※閲覧用登記は不可）
5	入居者募集の広告その他それを証する書類	選	<p>★「入居者の募集が行われている家屋」にあたる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務所可等住宅用途以外の記載不可 ・入居にあたって著しく不利な条件（賃料が相場に比較して著しく高い等）を記載したものは不可

6	住宅を随时居住の用に供していることの証明書類 (住宅周辺の商店で購入した日用品(食品を除く)のレシート)	選	<p>★「隨時その所有者、賃借人又は転借人の居住の用に供されている家屋」にあたる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅において使用される製品(トイレットペーパー・ティッシュペーパー・洗剤等)のレシートを添付すること
7	住宅の図面	法・個	<ul style="list-style-type: none"> ・次の内容が記載されていること <ul style="list-style-type: none"> ①各設備(台所、浴室、便所、洗面設備)の位置 ②間取り及び入口 ③階 ④居室・宿泊室・宿泊者の使用に供する部分の床面積(小数点以下第2位まで) ※住宅の各部分がどの分類にあたるか、色や模様で区分してください。 ⑤宿泊室の寸法 ⑥避難経路図の掲出場所 ⑦非常用照明器具の位置
8	所有者が営業を承諾したことを証する書類	選	<p>★届出者が住宅の所有者でない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所有者(賃貸人)が届出者に当該住宅で住宅宿泊事業を営むことを承諾していることが明記されていること
9	転貸人が営業を承諾したことを証する書類	選	<p>★転貸人(住宅の所有者から住宅を借り受け、届出者に又貸しする者)がいる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・転貸人が届出者に当該住宅で住宅宿泊事業を営むことを承諾していることが明記されていること
10	管理規約の写し	選	<p>★区分所有の建物である場合</p> <p>(組合の実態がなく、管理規約が存在しない場合は12「管理規約・管理組合等の実態がないことの誓約書」を提出すること)</p>
11	管理組合に営業を禁止する意思がないことを証する書類	選	<p>★区分所有の建物であり、管理規約に「民泊の営業を禁止しない旨」が記載されていない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次のいずれかを提出すること <ul style="list-style-type: none"> ①法成立(平成29年6月9日)以降の総会・理事会等におけるすべての決議 ②誓約書

12	管理規約・管理組合等の実態がないことの誓約書	選	★区分所有の建物であるが、管理組合の実態が無く、管理規約が存在しない場合
13	管理業者から交付された書面（契約書）の写し	選	★住宅宿泊管理業者への委託を行う場合 ・法第三十四条の規定により交付された書面の写し欄に添付すること ・交付された書面のすべての写しを添付すること
14	欠格事由に該当しないことを誓約する書面 (※法人と個人で様式が異なります)	法・個	<ul style="list-style-type: none"> ・宛名が「横浜市長」であること ・法定代理人が存在する場合には、その者についても同書面上に記載すること ・次の条件に該当しない旨を確認したうえで記入すること <p>①心身の故障により住宅宿泊事業を的確に遂行することができない者として国土交通省令・厚生労働省令で定めるもの</p> <p>②破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>③住宅宿泊事業の廃止を命ぜられ、その命令の日から3年を経過しない者</p> <p>④拘禁刑以上の刑に処され、又はこの法律若しくは旅館業法の規定により罰金の刑に処され、その執行を終り、又は執行をうけることがなくなった日から起算して3年を経過しない者</p> <p>⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という）</p> <p>⑥営業に関して成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が①から⑤のいずれかに該当するもの</p> <p>⑦【法人】役員のうちに①から⑤までのいずれかに該当する者があるもの</p> <p>⑧暴力団員等がその事業活動を支配する者</p>
15	届出者（法人の場合は役員1名）の本人確認書類	法・個	<ul style="list-style-type: none"> ・その他添付資料欄に添付すること ・運転免許証（両面）、パスポート、マイナンバーカード（表面のみ）、印鑑登録証明書等

<横浜市が追加で求める書類>

16	住宅宿泊事業法第6条に関するチェックリスト	法・個	<ul style="list-style-type: none"> ・その他添付資料欄に添付すること ・※2と記載のある条件に該当する場合、必要な追加図面等を提出すること
17	<p>消防法令適合通知書/住宅宿泊事業の届出に伴う確認書</p> <p>※いずれかの提出が必要です。</p> <p>届出の条件により、必要となる書類は異なります。</p>	法・個	<ul style="list-style-type: none"> ・確認書を提出する場合は、その他添付資料欄に添付すること ・交付にあたっての詳細は各区の消防署に確認すること ・消防法令適合通知書に記載されている申請者と届出者が一致（※）すること <p>※法人格であるか、自然人格であるかも含めて一致すること</p>
18	届出住宅周辺の地図	法・個	<ul style="list-style-type: none"> ・その他添付資料欄に添付すること ・図形で囲む・着色等により、届出住宅を判別できるよう記載すること。

法定代理人が存在する者が届出者となる場合

上述の表に定める内容に加え、次の添付書類が必要です。

(a)法定代理人が個人である場合

- ・法定代理人が破産手続開始決定破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村長の証明書

(b)法定代理人が法人である場合

- ・法定代理人である法人の登記事項証明書
- ・法定代理人の役員が破産手続開始決定破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村長の証明書

連名者がいる場合

上述の表に定める内容に加え、連名者それぞれに対して次の添付書類が必要です。

(a)個人による連名の場合

- ・連名者に関する届出書別紙（第一号様式（第四条関係）別紙（連名用））
- ・連名者である者に関する3, 8, 9, 11, 12, 14, 15の書類

(b)法人による連名の場合

- ・連名者に関する届出書別紙（第一号様式（第四条関係）別紙（連名用））
- ・連名者である法人に関する表中1, 2, 3, 8, 9, 11, 12, 14, 15の書類

※8, 9, 11, 12, 14の書類については、1つの書面に複数の届出者について記載することを妨げません。

<留意事項>

届出の内容により、上述の内容に加えて別途書類の添付を求める可能性があります。